

渋川市議会議長 安カ川信之 様

令和7年11月25日

研修報告 渋川市議会 会派飛翔会 田村なつ江

2025年自治体議会特別セミナーin前橋 令和7年11月4日(火)

場所：群馬会館 第5会議室 13時30分～16時

講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣

研修テーマ：『議員の資質向上と議会運営の基本』

〈改革の底辺から底辺の改革へ〉

◎議会は議決機関と決めつけていいのか？その根拠は何か？

◎「議会と市長は車の両輪」の意味を間違えないように！

議会とは何か？

日本国憲法第93条及び地方自治法第89条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関です。

「憲法」

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

「地方自治法」

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の付託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

⇒その職務とは、何か？⇒具体的には、議会基本条例に⇒この規定を受けて、各議会は、具体的な対応を考えるべき。行動のルールを制定すべき 政治倫理条例

○議決機関としての議会の権能

・地方自治法（第96条第1項）の議決権が最も基本的な本質的条例の制定や予算の議決など

⇒議決によって自治体意思が決定される⇒団体意思の決定機能

○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能

⇒それぞれ直接住民を代表する期間である議会と長が、相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの ⇒憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能であると位置づけられる。

○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。

自治体議会としては、2つの機能が重要とされている。

- (1) 執行機関の監視・評価機能
- (2) 議会からの政策形成機能

ただし、政策形成機能の強化は、積極的な議会が多い。

## II 議会運営の基本

〈二元代表制における議会の役割をどう捉えるか?〉

議会は、首長を支援する・支持する役割を住民は期待しているか? ⇒ 議会は、首長の追認機関ではない。

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義

何をするための議会なのか? 議会の存在意義は何か?

二元代表制は機能しているか?

## III 通年制議会について

自治体議会は、「通年制議会」を導入したことによって、議会力はアップしたか?

通年制議会の主なメリット

- 1、いつでも会議を開くことができるため、より慎重な議案審議や、専門的な調査を行うことができます。
- 2、委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発化が期待できます。
- 3、市政に対する監視機能や政策立案の機能が強化できます。
- 4、市長や議員が必要に応じて、議案を提出できます。
- 5、市長が提出する議案などを年間を通して審議することができるため、市長の専決処分を必要最小限に抑制することができます。

## IV 施策提案の原点

- (1) 予算修正
- (2) 一般質問から議会の政策提言へ
- (3) 政策提言書等の作成

## V 議員力・議会力の強化

〈議会改革とは何か?〉二元代表制を追求することではないか?

・議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するために、その機能を強化すること ⇒ 「議会力の強化」 ⇒ 「二元代表制」が実践されているか?

## VI 政務活動費の活用

政務活動費とは（地方自治法）第100条14項

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

- ① 調査研究その他の活動に資するための経費の一部に対して交付される当然残部があり、それは議員報酬等で賄われるはず。  
⇒ 余りは生じないはずだが、交付額の全額を使用していない議員や会派が多いのはなぜか？  
⇒ 政務活動をしてないか？
- ② 「調査研究」に交付額を充てる。その他の活動もあるが、、
- ③ 「政務活動を充てることができる経費の範囲は、条例で定める」
- ④ その他の活動に資するための経費は、「調査研究」につながる。  
⇒ 返還せずに、まずは調査研究費で使用すべきである。  
◎返還せずに、全額を適切に使用すること。主に、政策の調査研究費で使用し、政策提言・政策立案に活用。

## VII ポストコロナ時代の議会運営

- (1) 多様性のある議会
- (2) オンライン会議
- (3) 議会基本条例
- (4) 議会議員政治倫理条例について

「議員の資質向上と議会運営の基本」をテーマに、特別セミナーを受講させて頂きました。大変勉強になりました。渋川市議会は、二元代表制は機能してるとは、言えない。何をするための議会なのか。議会の存在意義を私を含め、もう一度考えるべきだと思う。通年制議会についても、今後の導入をどうして行くかを、改革委員会で協議を。政務活動費は、前橋市議会（32万5千人）議員一人当たり月額10万円を会派に。みどり市議会（4万8千人）議員一人当たり月額2万円交付。渋川市議会（7万人）議員一人当たり月額1万5千円を会派に。これは、例である。渋川市議会の政務活動費は少ないと考える。これだけでなく、しっかりと議会改革に取り組んでいきたい。